

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 こども未来課・保育幼稚園係

個人情報ファイルの名称	児童台帳	
行政機関等の名称	木津川市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	施設等利用給付認定（新2号・新3号）、副食費の決定、支給認定（2・3号）、保育施設等利用調整、保育・利用料の決定	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6世帯情報、7宛名情報、8市民税所得割額、9市民税均等割額、10生活保護情報、11認定情報（教育・保育給付、12施設等利用給付）利用施設情報、13保護者の保育の利用を必要とする理由、14保育所等利用料	
記録範囲	（教育・保育給付、施設等利用給付の）申請のあった未就学児とその親族	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、住民税システム、生活保護担当課からの連絡票等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）木津川市総務部総務課	
	（所在地）〒619-0286 木津川市木津南垣外 110 番地 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年4月1日